平成２８年（フ）第９４１１号
東京都葛飾区西水元２丁目５－３－102
債務者　佐野ふみ代
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４８２号
東京都足立区梅島２丁目18－23
債務者　野岸　身佳
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５８０号
横浜市都筑区川和町2165番地４　ＭＫハイツ川和町101
債務者　武山　　覚
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９６号
横浜市金沢区町屋町２番７号　ハイツ金沢Ａ202
債務者　高橋　愛美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷990番地209　セイントピア茅ヶ崎11－102
債務者　梶沼　達也
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３号
東京都立川市西砂町２丁目12番地の３スカイビレッジ202号
債務者　木下さやか
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６７号
静岡県藤枝市東町10番38号
債務者　渡邉　千鶴
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３０号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目27－６
債務者　藤生　隆之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８６号
神奈川県藤沢市石川５丁目27－４　ヒルトップ102、住民票上の住所神奈川県藤沢市鵠沼神明５丁目12番18号　サンライフＡ102
債務者　デラクルス　ピーター　ビクター　ロハス
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８７号
神奈川県藤沢市石川５丁目27－４　ヒルトップ102、住民票上の住所神奈川県藤沢市鵠沼神明５丁目12番18号　サンライフＡ102
債務者　デラクルス　マリジョイ　カブシ
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９号
東京都狛江市東野川３丁目６番13号野川ハイツ103
債務者　和田　久夫
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７号
栃木県大田原市上石上2076番地15
債務者　菊地　葉子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７８３号
横浜市旭区白根７丁目15番６号　ライフ白根301、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区新井町622番地10
債務者　大橋　　仁
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００号
横浜市保土ケ谷区上菅田町105番地43　ビューハイムスズキ202号
債務者　峯岸　正輝
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９号
栃木県宇都宮市滝の原２丁目３番８号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ滝の原202号室
債務者　加曽利直樹
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係